

○昭和町下水道排水設備指定工事店規則

平成10年4月1日
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、昭和町下水道条例(平成4年昭和町条例第25号、以下「条例」といふ。)第8条第2項に基づき、排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)に關し必要な事項を定めるものとする。

(指定工事店の資格要件)

第2条 指定工事店の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 本県内に営業に適する店舗を有すること。
- (2) 財団法人山梨県下水道公社が実施する下水道排水設備工事責任技術者認定試験に合格し、登録した者(以下「責任技術者」という。)が1名以上専属していること。
- (3) 排水設備工事の施工に必要な設備及び機械器具を有していること。
- (4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人若しくは破産者であつて復権していない場合。ただし、法人の場合はその代表者とする。
 - イ 責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない者

ウ 指定工事店が第15条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合

エ 排水設備工事の業務に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足る相当の理由がある場合

オ、法人であつて、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合

2 前項第4号の規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、特殊の工事について、町長が特に指定するものは、この限りではない。

(指定の申請)

第3条 指定工事店の指定を受けようとする者は、昭和町排水設備指定工事店指定(継続)申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 個人の場合は、住民票の写し、又は登録原票記載事項証明書、履歴書及び前条第1項第4号アに該当しないことを証する書類
- (2) 法人の場合は、登記事項証明書、定款の写し、及び代表者に關する前号に定める書類
- (3) 工事経歴書(様式第2号)
- (4) 専属する責任技術者の名簿(様式第3号)及び雇用関係を証する書類
- (5) 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証の写し
- (6) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- (7) 店舗所在地の平面図及び写真並びに付近見取図
- (8) 印鑑登録証明書(法人にあつてはその代表者のもの)
- (9) その他特に町長が必要と認める書類

(指定工事店の指定)

第4条 町長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適否を決定し、昭和町排水設備指定工事店指定(継続)・決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 前項の規定により、指定工事店として指定したときは、昭和町排水設備指定工事店台帳(様式第5号)に登録するものとする。

(指定証の交付等)

第5条 町長は、前条第1項の規定により指定を適当と認めるとき、又は第7条第3項の規定により継続指定を適当と認めるときは、当該指定工事店に対し、昭和町排水設備指定工事店指定証(様式第6号、以下「指定証」という。)を交付するものとする。

2 指定工事店は、指定証を店舗内の見やすい場所に掲げなければならない。

3 指定工事店は、指定証をき損又は紛失したときは、直ちに昭和町排水設備指定工事店指定証再交付申請書(様式第7号)により町長に申請し、再交付を受けなければならない。

(指定の有効期間)

第6条 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特別な理由があるときは、町長はこれを短縮することができる。

(継続指定の申請等)

第7条 指定工事店は、前条の有効期間満了後引き続き当該指定を受けようとするときは、その満了の日の30日前までに昭和町排水設備指定工事店指定(継続)申請書(様式第1号)により町長に申請しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類等については、第3条第1項の規定を準用する。

3 第4条の規定は、第1項の申請があつた場合に準用する。この場合において、同条第1項中「前条第1項」とあるのは「第7条第1項」と読み替えるものとする。

(工事の範囲)

第8条 指定工事店が行う工事の範囲は、公共ます等へ流入する排水設備等の新設、増設、改築、修繕及び撤去工事とする。

(工事の申請等)

第9条 指定工事店は、排水設備を設置する者より委任を受け、昭和町下水道条例施行規則(平成4年昭和町規則第8号、以下「施行規則」という。)第5条に定める申請、同規則第8条及び第9条に規定する届け出を行わなければならない。

(工事の検査)

第10条 指定工事店は、条例第9条第2項に規定する検査は、当該工事を担当した責任技術者立会いのうえ町の検査を受けなければならない。

2 検査の結果、不良と認定された箇所は、検査後5日以内に改善し、町の再検査を受けなければならない。

(工事の保証)

第11条 検査に合格した工事であつても、1年以内に生じた故障については、当該工事を施工した指定工事店の負担により修繕し、その故障を原因とする損害を賠償しなければならない。ただし、その故障が不可抗力又は使用者の故意若しくは過失によるものと認められるものについては、この限りではない。

(指定工事店の義務)

第12条 指定工事店は、条例及び施行規則の規定を遵守するほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 工事の申し込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(2) 工事は、適正な工費及び工期で施工しなければならない。また責任技術者の管理の下においてなければ設計及び施工をしてはならない。

(3) 工事は、施行規則第6条に規定する排水設備工事の計画に係る町長の確認を受けなければならない。ただし、着工してはならない。

(4) 工事に使用する材料は、公共下水道に關する法令等に適合するものでなければならない。

(5) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。

(6) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、給水装置工事はこの限りではない。

(7) 従業員の工事上の行為については、責任を負わなければならない。

(8) 災害時等の緊急時における排水設備の復旧に關して町長からの協力要請があつた場合は、これに協力するよう努めなくてはならない。

(業務状況の調査等)